

質問第一〇〇号

竹島問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年五月十五日

参議院議長 平田健二殿

加賀谷

健



## 竹島問題に関する質問主意書

本年三月二十五日の参議院総務委員会で新藤総務大臣は竹島問題に関する私の質問に対し「韓国によつて不法占拠されていると、このように認識をしております」とし、これは「日本国政府の正式見解でございます」と答弁した。しかし国会図書館の調査によると、安倍総理は総理としても、国會議員としても「竹島は韓国によつて不法占拠されている」と発言した議事録は見当たらなかつた。

また、安倍総理は先の施政方針演説でも「尖閣」や「北方領土」には言及しているが、「竹島」については、その名称すら触れていない。

そこで、以下のとおり質問する。

- 一 安倍総理は「竹島は韓国によつて不法占拠されている」と考えているのかどうか。
- 二 「竹島は韓国によつて不法占拠されている」という総務大臣の答弁は日本国政府の正式見解か。
- 三 安倍総理が施政方針演説で「竹島」に触れなかつた理由を明らかにされたい。
- 四 安倍内閣は竹島の領土問題を解決する気があるのか。この問題の解決に向けて、どのような手順とスケジュールで取り組もうとしているのか、具体的に示されたい。

右質問する。

